

山形広域環境事務組合職員の分限に関する条例

〔昭和46年8月
共衛条例第3号〕

改正 昭和55年7月共衛条例第1号 平成4年1月共衛条例第1号
平成19年6月山広環条例第5号 令和2年2月山広環条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項、第28条第3項及び同条第4項の規定に基づき、職員の意に反する休職の事由並びに降任、免職及び休職の手續及び効果並びに失職の特例に関し規定することを目的とする。

(昭55条例1・一部改正)

(降任、免職及び休職の手續)

第2条 管理者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、医師2名を指名してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

3 前項の規定により書面の交付をする場合において、当該職員の所在が知れないときは、書面に記載された内容を山形広域環境事務組合公告式条例（昭和43年7月共衛条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって書面の交付に代えることができる。この場合において、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、書面が当該職員に交付されたものとみなす。

(平19条例5・追加)

(休職の期間)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について、管理者が定める。

2 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用につ

いては、同項中「３年」とあるのは、「法第２２条の２第２項の規定に基づき任命権者が定める任期」とする。

(令２条例２・追加)

(休職の効果)

第４条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

２ 休職者は、その休職期間中法令又は条例に特段の定めのある場合のほか、いかなる給与も支給されない。

第５条 第３条に規定する休職期間中であってもその事由が消滅したと認められるときは、管理者は、当該職員に対しすみやかに復職を命じなければならない。

(失職の特例)

第６条 管理者は、公務遂行中の交通事故により法第１６条第１号に該当するに至った職員のうち、その刑の執行を猶予された者については、情状によりその職を失わないものとすることができる。

２ 前項の規定により、その職を失わなかった職員がその刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。

(昭５５条例１・追加、令２条例２・一部改正)

(実施規定)

第７条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

(昭５５条例１・旧６条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和５５年７月改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成４年１月改正)

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附 則 (平成１９年７月改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和２年２月改正)

この条例は、令和２年４月１日から施行する。